

# 計量管理規定

## 新旧対照表

平成 30 年 4 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所

核燃料サイクル工学研究所計量管理規定新旧対照表

該当箇所を\_\_\_\_\_で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p style="text-align: center;">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 計量管理規定</p> <p style="text-align: center;">改 正</p> <p>平成 元年 2月15日 平成 元年 4月 1日 平成 元年 6月 1日 平成 3年 1月 7日 平成 3年 11月29日 平成 4年 12月28日 平成 5年 9月 3日 平成 6年 1月 1日 平成 6年 9月 6日 平成 6年 9月26日 平成 7年 1月18日 平成 7年 2月 9日 平成 7年 3月10日 平成 7年 3月29日 平成 7年 6月 6日 平成 7年 11月 2日 平成 8年 4月 3日 平成 8年 7月22日 平成 8年 10月29日 平成 9年 2月28日 平成 9年 11月28日 平成10年 10月 1日 平成11年 9月10日 平成13年 4月 1日 平成14年 7月19日 平成15年 7月 7日 平成15年 10月 9日 平成17年 10月 1日 平成19年 3月 2日 平成20年 10月 1日 平成22年 3月23日 平成23年 5月 1日 平成24年 5月15日 平成24年 10月 1日 平成26年 4月 1日 平成27年 4月 1日 平成28年 4月 1日 平成29年 12月12日 平成30年 3月29日</p>	<p style="text-align: center;">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 計量管理規定</p> <p style="text-align: center;">改 正</p> <p>平成 元年 2月15日 平成 元年 4月 1日 平成 元年 6月 1日 平成 3年 1月 7日 平成 3年 11月29日 平成 4年 12月28日 平成 5年 9月 3日 平成 6年 1月 1日 平成 6年 9月 6日 平成 6年 9月26日 平成 7年 1月18日 平成 7年 2月 9日 平成 7年 3月10日 平成 7年 3月29日 平成 7年 6月 6日 平成 7年 11月 2日 平成 8年 4月 3日 平成 8年 7月22日 平成 8年 10月29日 平成 9年 2月28日 平成 9年 11月28日 平成10年 10月 1日 平成11年 9月10日 平成13年 4月 1日 平成14年 7月19日 平成15年 7月 7日 平成15年 10月 9日 平成17年 10月 1日 平成19年 3月 2日 平成20年 10月 1日 平成22年 3月23日 平成23年 5月 1日 平成24年 5月15日 平成24年 10月 1日 平成26年 4月 1日 平成27年 4月 1日 平成28年 4月 1日 平成29年 12月12日 平成30年 3月29日 <u>平成30年 月 日</u></p>	<p style="text-align: right;">・改正期日の追加に伴う変更</p>

核燃料サイクル工学研究所計量管理規定新旧対照表

該当箇所を\_\_\_\_\_で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>第2編 再処理施設における国際規制物資の計量管理</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第1条 再処理施設における国際規制物資の計量管理のため、核燃料サイクル工学研究所に次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。</p> <p>(1) 核燃料サイクル工学研究所長（以下「所長」という。）</p> <p>(2) 計量管理統括者（以下「統括者」という。）</p> <p>(3) 計量管理副統括者（以下「副統括者」という。）</p> <p>(4) 計量管理責任者</p> <p>(5) 部長</p> <p>(6) 核燃料管理者</p> <p>2 統括者は、<u>再処理技術開発センター長</u>とする。</p> <p>3 副統括者は、技術部長とする。</p> <p>4 計量管理責任者は、核物質管理課長とする。</p> <p>5 部長は、<u>ガラス固化技術開発部長、処理部長、施設管理部長、環境保全部長、放射線管理部長</u>とする。</p> <p>6 核燃料管理者は、<u>ガラス固化処理課長、前処理課長、化学処理第1課長、化学処理第2課長、化学処理第3課長、転換技術課長、施設管理課長、施設保全課長、分析課長、環境管理課長、処理第1課長、処理第2課長、放射線管理第2課長</u>とする。</p> <p>7 計量管理組織は、第II-1図のとおりとする。</p>	<p>第2編 再処理施設における国際規制物資の計量管理</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第1条 再処理施設における国際規制物資の計量管理のため、核燃料サイクル工学研究所に次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。</p> <p>(1) 核燃料サイクル工学研究所長（以下「所長」という。）</p> <p>(2) 計量管理統括者（以下「統括者」という。）</p> <p>(3) 計量管理副統括者（以下「副統括者」という。）</p> <p>(4) 計量管理責任者</p> <p>(5) 部長</p> <p>(6) 核燃料管理者</p> <p>2 統括者は、<u>再処理廃止措置技術開発センター長</u>とする。</p> <p>3 副統括者は、技術部長とする。</p> <p>4 計量管理責任者は、核物質管理課長とする。</p> <p>5 部長は、<u>ガラス固化部長、施設管理部長、環境保全部長、放射線管理部長</u>とする。</p> <p>6 核燃料管理者は、<u>ガラス固化管理課長、ガラス固化処理課長、前処理施設課長、化学処理施設課長、転換施設課長、施設保全第1課長、施設保全第2課長、分析課長、環境管理課長、処理第1課長、処理第2課長、放射線管理第2課長</u>とする。</p> <p>7 計量管理組織は、第II-1図のとおりとする。</p>	<p>・日本原子力研究開発機構の組織改正に伴う変更</p> <p>・日本原子力研究開発機構の組織改正に伴う変更</p> <p>・日本原子力研究開発機構の組織改正に伴う変更</p>

核燃料サイクル工学研究所計量管理規定新旧対照表

該当箇所を\_\_\_\_\_で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p style="text-align: center;">第II-1図 再処理施設の計量管理組織図</p> <p style="text-align: center;">II-17</p>	<p style="text-align: center;">第II-1図 再処理施設の計量管理組織図</p> <p style="text-align: center;">II-17</p>	<p>・日本原子力研究開発機構の組織改正に伴う変更</p>

核燃料サイクル工学研究所計量管理規定新旧対照表

該当箇所を\_\_\_\_\_で示す。

現 行	改 定 案	備 考
<p>1 この規定は、平成20年10月 1日から施行する。 附則（20規定第47号）</p> <p>1 この規定は、平成22年 3月23日から施行する。 附則（21サ（規則）第34号）</p> <p>1 この規定は、平成23年 5月 1日から施行する。 附則（23サ（規則）第16号）</p> <p>1 この規定は、平成24年 5月15日から施行する。 附則（24サ（規則）第22号）</p> <p>1 この規定は、平成24年10月 1日から施行する。 附則（24サ（規則）第41号）</p> <p>1 この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。 附則（25サ（規則）第80号）</p> <p>1 この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。 附則（26サ（規則）第63号）</p> <p>1 この規定は、平成28年 4月 1日から施行する。 附則（27サ（規則）第19号）</p> <p>1 この規定は、平成30年 1月 1日から施行する。 附則（29サ（規則）第 9号）</p> <p>1 この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。 附則（29サ（規則）第43号）</p>	<p>1 この規定は、平成20年10月 1日から施行する。 附則（20規定第47号）</p> <p>1 この規定は、平成22年 3月23日から施行する。 附則（21サ（規則）第34号）</p> <p>1 この規定は、平成23年 5月 1日から施行する。 附則（23サ（規則）第16号）</p> <p>1 この規定は、平成24年 5月15日から施行する。 附則（24サ（規則）第22号）</p> <p>1 この規定は、平成24年10月 1日から施行する。 附則（24サ（規則）第41号）</p> <p>1 この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。 附則（25サ（規則）第80号）</p> <p>1 この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。 附則（26サ（規則）第63号）</p> <p>1 この規定は、平成28年 4月 1日から施行する。 附則（27サ（規則）第19号）</p> <p>1 この規定は、平成30年 1月 1日から施行する。 附則（29サ（規則）第 9号）</p> <p>1 この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。 附則（29サ（規則）第43号）</p> <p>1 この規定は、平成 年 月 日から施行する。 附則（ サ（規則）第 号）</p>	<p>・この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、所長が別に定める日から施行するものとする。</p>